

令和3年7月21日

令和3年7月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年7月21日（水）午後1時30分から午後2時30分
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （13人）

会長 7番 矢部 幸一

委員 1番 田幡 裕
2番 久米 基敬
3番 黒住 敬
4番 笠井 義晴
5番 吉浦 武夫
6番 山口 弘司
8番 藤井 利夫
9番 中村 恒夫
11番 桑内 千恵美
12番 大西 佐知子
13番 加藤 賢司
14番 井内 茂種

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第37号 農用地利用集積計画(案)の決定について
- 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 議案第41号 非農地証明願について
- 議案第42号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 報告第43号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 報告第44号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第45号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第46号 農地法施行規則第29条第1号の規定、転用制限の例外による届出について

局長 それでは、ただいまより令和3年7月石井町農業委員会総会を開会いたします。
開会にあたりまして、矢部会長にご挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

局長 本日、10番吉村委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。
出席委員は、14名中13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は矢部会長をお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、議長の私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は13番加藤委員と14番井内委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第37号、農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第37号、農用地利用集積計画(案)の決定について説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、石井町長より、令和3年7月5日付けで、農業委員会に対して農用地利用集積計画の諮問を求められたものです。利用権の新規が10件、更新が10件、農地中間管理権の新規が3件で、合計23件、60筆、62,616㎡となっております。

個々の計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

今回の計画案は、農業経営の状況等から、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。
ご質問、ご意見はございませんか。
(質問、意見なし)

議 長 それでは、ご質問、ご意見は無いようでございますので採決をいたします。
議案第37号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第37号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第38号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については2件です。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号109及び110については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号109、藍畑字高畑東の担当であります11番案内委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

11番 議案第38号 受付番号109号について説明いたします。
7月18日に吉村委員、中村委員と私で申請地に出向き、譲受人に内容の聞き取りと現地視察を行いました。
譲受人は家族で酪農業を営んでおり、トラクター〇台、2トン車を含むトラック〇台、リフト〇台を所有しており、今回の申請地で牧草を作ると聞いております。
以上のことから許可相当と考えます。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。
ご質問、ご意見はございませんか。
(質問、意見無し)

議 長 それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号109について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

たします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号109は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号110、石井字城ノ内の担当であります2番久米委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

2 番 議案第38号、受付番号110号の案件につき現地調査結果並びに内容説明をいたします。

7月13日に行政書士と田幡委員、私の3名で現地確認を行いました。

案件の土地は、譲受人の居宅の北側に位置し、ふだんは通行量が限定されている丘陵地の道沿いにあり、除草して管理されている状態です。

譲渡人は県外在住者であり、農業としての耕作は難しく、今回、申請地の近くに居住する譲受人が現れ、条件が合ったことから売却の運びとなりました。

譲受人は、自作農地〇〇〇〇㎡を有して、水稻、レタス等を栽培しております。

農機はトラクター、コンバイン、田植機、耕耘機、トラックを有し、農業経験は30年のベテランであることから、条件は十分満たしていると考えられます。

許可相当と考えられますので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見無し)

議 長 それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号110について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号110は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第39号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第4条規定による許可申請に対する意見については、1件です。

(議案書に基づいて内容の説明)

受付番号111については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号111について、浦庄字下浦の担当であります5番吉浦委員に現地調査結果並びに説明をお願いいたします。

5 番 議案第39号、受付番号111について説明いたします。

7月13日に、笠井委員と私の2名が、申請地に出向き、申請人及び付添人と現地調査及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、下浦〇〇〇番と〇〇〇番、登記簿が田、現況が畑、面積合計235㎡で申請されております。

近所で駐車をしているところがあったのですが、そこで駐車ができなくなり、駐車場が必要になったため、転用して駐車場に使いたいとのことです。

申請場所につきましては、西側と東側がブロック塀、北側が用水、南側が県道で囲われており、南側の一部のコンクリート削って車の進入路とし、転圧で固め、雨水は地下浸透とします。

麻名用水土地改良区の意見書においても確認されており、何ら問題はないと思われまますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号111の申請地は、農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま吉浦委員が説明されたとおりです。

申請地は、南側道路を挟んだ住宅に居住する子の自動車の駐車場として、農地転用の申請がされたものです。

整地完了後に使用する予定で、雨水は地下浸透となります。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは、ご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号111について、許可相当という意見を県知事に送付するということに

賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号111は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 次に議案第40号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条規定による許可申請に対する意見については5件です。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号112から116については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号112について、浦庄字上浦の担当であります4番笠井委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

4 番 議案第40号、受付番号112について説明いたします。

7月13日に農地法第5条の規定による許可申請について、吉浦委員、黒住委員、私の3名で代理人の立ち会いのもと、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地の場所は、浦庄字上浦〇〇〇番、登記簿が田、現況が田、面積861㎡の一部、170㎡です。

数年前に徳島に戻ってきた息子さんが、昨年より老朽化した母屋の建替計画の検討を始めましたが、以前にあった母屋の立地状況や南側にある庭園等の形状から当該申請地を車両等の置き場として使用する必要があるため、当該申請にいたったそうです。

当該申請については、隣接地関係者との協議が完了しております。

排水は既存のルートで行いますので問題ありません。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いします。

局 長 受付番号112の申請地は、農用地区域から除外された第2種農地であります。概要につきましては、ただいま笠井委員が説明されたとおりです。

転用目的は、母屋の建て替えにともない駐車スペースが必要となったため住宅敷地を拡張するものであります。

申請地の登記地目は田でありますが、861㎡の内、691㎡は平成25年度に非農地証明がされ、現況は宅地となっており、残る170㎡に対する転用となります。

住宅用敷地の拡張であり、農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは、ご質問、ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号112について、許可相当という意見を県知事に送付するという事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号112は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 続きまして、受付番号113について、高原字東高原の担当であります8番藤井委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

8番 議案第40号、受付番号113について説明いたします。

この申請地は1,000㎡を超えるため、矢部会長、加藤職務代理、山口委員、私と農業委員会事務局2名の計6名で、7月12日に借人と行政書士の立ち会いのもと、内容の聞き取りと現地確認を行いました。

申請地は、高原字東高原〇〇〇番、登記簿、現況ともに田です。面積は1,170㎡です。

貸人は〇〇〇〇、借人は〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇で、土地賃貸借契約になります。

貸人〇〇〇〇は〇〇市に住んでおり、遠地であるため農地の管理が困難な状況でありました。

借人の〇〇〇〇株式会社は事業拡張のため資材置場が必要で、事業所がある石井町内で土地を探していたところ、利便性等を考慮して今回の申請にいたったとのことです。

申請地は北側が県道、東側は宅地と接し、南側と西側は農地です。

造成は周囲をコンクリート擁壁で囲み、山土で盛土を行い、雨水等は地下に浸透させる計画です。

境界が確定しており、隣地及び周辺農地等に迷惑をかけないように申請人が責任をもって対応するとのことでした。

ただ、現地確認の時に申請地が草で覆われておりました。

そこで、農業委員会の総会日までに草刈りを完了するよう借人と行政書士に指導を行い、今日にいたりました。

しかし、本日確認したところ、ほ場はそのまま、草が生い茂っておりました。

よって、現地で約束されたことが履行されてないと思われまますので、ここで検討していただきたいと思ひます。

議 長 このことにつきましては、私と職務代理も現地調査に行っており、当日は雨がざんざんと降りしきる状況でした。

借人と行政書士に対し、耕作放棄地に近い状態であるので、草を刈ってくれないと許可ができないと指導をしております。

そして、総会の朝までに刈ることを確認して、本日、地元委員である藤井委員に現地確認をしていただきました。

ところが、総会前の時点で、まだ草が刈れていない、何もしていなかったということでありまます。指導を無視しておりますで来月に送りたいと思ひまます、委員の皆様いかがでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 それでは、申請地の草刈りが完了し、藤井委員の確認ができた時点で審議することといたします。

なお、事務局長には再度審議を行う時に説明していただきますので、今回は省略します。

議 長 続きまして、受付番号114について、藍畑地区の担当であります11番棄内委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

11番 議案第40号、受付番号114と115番の申請地及び併せて利用する土地が隣接しておりますので、あわせて説明させていただいてよろしいか。

議 長 これは、同一の用途によるものですか。

11番 同じ経営者の事業用地として一体で利用します。

議 長 それでは、受付番号114と115について、同時に説明をしていただき審議したいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 それでは、説明をお願いします。

11番 議案第40号、受付番号114と115番について、説明いたします。

7月18日に吉村委員、中村委員、私の3名で申請地に出向き、内容の聞き取りと現地調査を行いました。

申請地にて事業を行う者は、町内で商店を経営しております。

受付番号115につきましては、譲渡人が親から申請地を贈与されておりましたが、この度、土地の管理等の事があるため、兄弟である譲受人に土地を無償譲渡するとのことでした。

併せて利用する土地につきましては、既存倉庫の敷地として宅地と受付番号115の申請地の一部、資材置場として受付番号114の申請地と受付番号115の申請地の一部が、一体で事業に利用されます。

受付番号114、115ともに問題はないと考えております。

以上のことから、許可相当と考えますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、受付番号114と115を併せて、事務局長に補足説明をお願いします。

局 長 受付番号114及び115の申請地は、ともに農用地区域から除外された第2種農地であります。

概要につきましては、ただいま案内委員が説明されたとおりです。

受付番号114の転用目的は、店舗がある土地が手狭で、申請地を資材置場として利用していたため、追認の申請がなされたものであります。

受付番号115の転用目的は、隣地との境界を誤り、併せて利用する土地、高畑〇〇〇番とともに倉庫敷地として利用していたことに対する追認と、資材置場が不足するため、残地の休耕地となっている畑を資材置場とするためであります。

受付番号114の申請地は、既に資材置場として利用されていた土地であるため、始末書が提出されており、周囲の農地への影響はないものと見込まれます。

受付番号115の申請地は、既存の倉庫と併せた資材置場の拡張であり、周囲はコンクリート擁壁で囲われておりますので、周囲の農地への影響はないものと見込まれます。

申請にかかる土地及び併せて利用する宅地は、一体で同一事業の用に供します。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは、ご質問、ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号114及び115について、許可相当という意見を県知事に送付するという事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号114、115は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 続きまして、受付番号116について、石井字重松の担当であります2番久米委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

2番 議案第40号、受付番号116について説明いたします。

7月13日に農地法第5条の規定による許可申請について、行政書士及び田幡委員、私の3名で現地において現況を調査し聞き取りをいたしました。

当日、現地には草が茂っており、北側は稲作、東側は麻名用水と道路を配し、西側は畑となっております。併せて利用する土地として、譲渡人が共有する進入路の持ち分について許可後に譲受人が取得する予定であります。

申請地の南側には4件の住宅が建ち、東側道路の北側には東西に住宅が建ち並んでおります。申請地は第1種農地ですが、概ね50m以内に3戸以上の住宅が存在するため、許可要件を満たしております。

譲渡人は県外在住者で、農地の耕作ができず、土地の有効利用のため今回の売却にいたりました。

譲受人は建設業を生業とし、業績の伸長に伴い資材置場が不足しているため今回の購入にいたりました。

造成時には、表土を20cmほど取り除き、土砂40cm、碎石20cmで盛土します。周囲にはブロック塀を設け、土砂の流出等、周囲に悪影響を与えない状態になります。

なお、7月19日に確認したところ除草されており、麻名用水土地改良区の農地

転用意見書も整っております。

以上のことから許可相当と考えますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号116の申請地は、農用地区域から除外された第1種農地であり、おおむね50m以内に3戸以上の住宅が連たんしております

概要につきましては、ただいま久米委員が説明されたとおりです。

転用目的は資材置場で、譲受人が自宅兼会社敷地である宅地を資材置場として使用しては、手狭となるため農地を転用するものであります。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは、ご質問、ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号116について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございます。

議 長 次に議案第41号、非農地証明願について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。非農地証明願については1件です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号117については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号117、高川原字天神の担当であります14番井内委員に、現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

14番 議案第41号、受付番号117について説明いたします。

7月12日に加藤職務代理、大西委員と私の3人で、申請者の立ち会いのもと現地確認、聞き取り調査を行いました。

申請地は、住居のあるブロック塀に囲まれた敷地内に存在し、隣地との境界も明白です。申請地は、平成8年以前よりコンクリートを施工し、駐車場など宅地の一部として利用していましたが、申請地が農地であることを知り、違法状態を解消するために申請したとのことです。

平成8年4月13日付の航空写真を元に現況を確認し聞き取りを行ったところ、宅地となって20年以上経過していることは明白で、農地に復元することは非常に困難であると思われま

す。また、排水について、土地改良区が存在しないため、申述書が添付されております。

以上が調査報告です。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足明をお願いいたします。

局長 受付番号117、申請地の農地区分は、農用地区域から除外された第2種農地であります。

概要は、井内委員が説明されたとおりであります。

平成8年以前より宅地として使用しており、空中写真の撮影年月日は、平成8年4月13日、証明日は令和3年6月21日です。

20年以上前から宅地として利用しており、農地への復元は著しく困難であると思われま

す。また、申請地の地域に地元土地改良区の組織が存在しないため、問題が生じた場合には、申請者が責任をもって対処することを誓約する旨の申述書が提出されております。

農地の区分を含め、申請書類、添付書類を精査した結果、非農地証明の交付に問題はないと判断しております。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは、ご質問、ご意見はないようでございますので、採決をいたします。

受付番号117について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号117は、非農地証明書を交付いたします。

議長 次に議案第42号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。相続税の納税猶予に関する適格者証明願については1件です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号118については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号118、石井西の担当であります2番久米委員に、現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

2番 議案第42号、受付番号118について、現地状況並びに内容説明をいたします。

7月9日に田幡委員と、私の2名で現地において現地確認を行いました。

納税猶予を申請した12筆の内、2筆は草の丈が少しあり、1筆は稲作地で、山の中にある1筆は竹等が伐採された状態でした。

この調査をもとに、石井町役場にて委任を受けた税理士と田幡委員と私の2名で聞き取りをいたしました。

耕作放棄になる可能性がある土地を含めて、納税猶予の趣旨にのっとり農地を適正に耕作して管理していくことが必要であるということ、違反があった場合には納税猶予が取り消されること、納税猶予となる農地の面積の20%を超えて転用や売却があった場合にも取り消しになることを説明し、税理士と確認いたしました。

申請人は本業のかたわらに稲作をしており、これに必要な農機具を所有しております。納税猶予の条件は満たしていると思われますので、許可相当と考えられます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

1 3 番 加藤職務代理
山の中に農地があるようですが、どのような土地ですか。

2 番 ○○の採石地の奥にあります。
道がないので、民地を歩いて行きます。

1 3 番 納税猶予を申請しておりますが、耕作放棄地となってしまうたら困るのでないですか。

2 番 納税猶予は、農地として適正に管理をすることが条件であることを確認しています。
市街化調整区域の農地も含めて申請しておりますが、相続税対象となる農地を全て
猶予対象としたとのこと。

市街化調整区域は、ずっと耕作を続けなければならないことを説明しております。
本人が承知しているなら、農業委員会として、これ以上関与することはできません。

議 長 法改正により相続税納税猶予にかかる市街化調整区域の営農条件は、終身となっ
ています。

納税猶予にかかる一連の件については、税理士は理解して証明願の委任を受けたの
でないでしょうか。

今後は3年ごとに税務署の現地調査がありますので、その時点で判断されます。

議 長 それでは、ほかにご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、ご質問、ご意見はないようでございますので、採決をいたします。

受付番号118について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願い
いたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号118は、適格者として証明書を交付いた
します。

議 長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。

報告第43号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出については、1件受理しま
した。

報告第44号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、1件受理しま
した。

報告第45号 農地法第18条第6項の規定による通知については、2件受理しました。

報告第46号 農地法施行規則第29条第1号の規定、転用制限の例外による届出については、1件受理しました。

報告事項の説明については以上です。

議 長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(発言なし)

議 長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議 長 それでは、以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって、令和3年7月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思っております。慎重審議ありがとうございました。

会議の顛末を記録しその確認を認めるため署名捺印する。

石井町農業委員会会長

石井町農業委員会委員

石井町農業委員会委員